

### 3. 計画概要

#### 3.1 河川整備の基本理念

##### (1) 河川整備計画の位置付け

「天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】」（以下「本計画」という）は、河川法の3つの目的である、

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

を目指し、「天神川水系河川整備基本方針」（平成18年4月）に沿って、河川整備の目標及び河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

##### (2) 天神川における河川整備の基本理念

天神川水系（大臣管理区間）の河川整備計画は、流域で生活する人々に潤いと安心を与え、鳥取県中部地区の発展に寄与し、自然豊かな河川空間や天神川らしい景観を次代に継承するとともに、地域で生活する人々が鳥取県を訪れる人々に誇れる川をめざすため、以下の基本理念を柱とし、河川整備にあたっての3つの方針に基づき河川整備を進めていきます。

また、地域の人々と共に考え進めていく河川整備の推進、社会情勢や地域の声を踏まえた既存施設や自然環境の評価・改善を進めていきます。

#### 基本理念

「心のふるさととして親しまれる安心・安全な川づくりを目指すとともに、人と自然にやさしく美しい天神川水系を次世代に継承する」

#### 河川整備にあたっての方針

- いつまでも安心・安全を確保できる川づくり  
水系全体で、洪水氾濫等による災害から生命・財産を守り、安心して暮らせる川づくりを目指します
- 美しい水辺を取り戻し人と自然にやさしい川づくり  
過去の美しい天神川の姿の回復を目指し、人と自然にやさしい川づくりを目指します
- 人が集い地域に活力を創造する川づくり  
天神川を中心として人々の連携を深め、地域の活力をはぐくむ場としての川づくりを目指します

### 3.2 河川整備の計画対象区間

本計画の対象区間は、天神川水系天神川と支川のうち、大臣管理区間である 41.9km を対象とします。



図 3.2.1 河川整備の計画対象区間

表 3.2.1 河川整備の計画対象区間

水系名	河川名	河川指定 延長 (km)	流域面積 <sup>注1)</sup> (km <sup>2</sup> )	大臣管理区間の延長等			
				左右岸	上流端	下流端	延長 (km)
天神川	天神川	31.70	492.0	左岸	東伯郡三朝町大字牧字墓ノ前 262 番 1 地先	海に至る	14.56
				右岸	東伯郡三朝町大字赤松字築出し 7 番地先		
	小鴨川	23.80	(232.6)	左岸	倉吉市関金町泰久寺字大境 476 番 1 地先	天神川 への 合流点	16.20
				右岸	倉吉市関金町今西字尚尻 357 番 1 地先		
	国府川	14.60	( 86.0)	左岸	倉吉市大字上福田字井手領 747 番 3 地先	小鴨川 への 合流点	8.91
				右岸	倉吉市大字上福田字小井手 240 番地先		
	三徳川	15.35	(123.0)	左岸	東伯郡三朝町大字横手橋本 266 番 1 地先	天神川 への 合流点	2.20
				右岸	東伯郡三朝町大字山田字福呂 799 番 3 地先		

注1) 天神川の流域面積には、小鴨川・国府川・三徳川の流域面積も含まれます。  
小鴨川の流域面積には、国府川の流域面積を含みます。  
数値は河川現況調査（平成 22 年度(2010 年度)末時点）によるものです。

---

### 3.3 河川整備の計画対象期間

本計画は、平成 18 年(2006 年)4 月に策定された天神川水系河川整備基本方針に即した段階的な整備の計画であり、その対象期間は概ね 30 年とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものです。このため、本計画は策定後の洪水やこれらの状況変化等の他、事業実施後の河川環境に係わるモニタリングの結果や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じ、個々の状況に合わせて適宜計画の見直しを行います。